

令和7年度山梨県ケアラー相談支援強化業務に係る一般競争入札公告

次のとおり、一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項により公告します。

令和7年7月1日

山梨県知事 長崎 幸太郎

1 一般競争入札に付する事項

（1）業務の名称

令和7年度山梨県ケアラー相談支援強化業務

（2）業務の内容

仕様書等で定める内容による。

（3）履行期間

契約日から令和8年3月31日（火）まで

2 一般競争入札の参加資格

次に掲げる要件の全てを満たす者であること。

（1）次のいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であって、同項の規定により定められた期間を経過していない者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員である者（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に該当する者を除く。）

（2）物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和3年3月8日山梨県告示第67号）に規定する山梨県物品等入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

（3）この公告の日から入札の日までの間に、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者でないこと。

（4）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（こ

これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

- (5) 令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間に於いて、国又は地方公共団体と類似する委託業務契約を結び、当該契約を履行した実績を有する者であること。

3 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1丁目6番1号

山梨県福祉保健部健康長寿推進課（山梨県庁本館5階）

電話番号 055-223-1450

E-mail chouju@pref.yamanashi.lg.jp

- (2) 入札説明書の交付方法

この公告の日から令和7年7月10日（木）までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第6号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで、3（1）の場所において交付する。

電子メールによる交付を希望する場合は、必ず電話をした上で、令和7年7月10日（木）午後1時までに電子メールにて3（1）に掲げるメールアドレス宛に、入札説明書交付を希望する旨、連絡先（電話番号及びファックス番号）及び担当者名を送信すること。なお、交付は、電子メールへの返信により行われるので、受領したいアドレスから送信すること。

- (3) 入札参加資格確認申請書の提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格を満たすことを証明する書類を令和7年7月14日（月）午後5時までに必着で3（1）の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）で提出すること。持参の場合は、県の休日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに提出すること。

- (4) 入札及び開札の日時及び場所

日時：令和7年7月25日（金） 午前11時00分

場所：山梨県甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁防災新館3階303議室

- (5) 郵送による入札書の提出及び期限

次の宛先に、令和7年7月23日（水）までに必着で、書留郵便で送付すること。

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1丁目6番1号

山梨県福祉保健部健康長寿推進課認知症・地域支援担当あて

- (6) 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を

切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

ア 2の一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。

イ この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。

ウ 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。

エ アからウまでに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

(8) 落札者の決定方法

山梨県財務規則(昭和39年山梨県規則第11号。以下「規則」という。)第127条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

4 その他

(1) 入札保証金は規則第108条の2第1項第2号に基づき、免除する。ただし、落札者が指定した期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとし、規則第120条の規定により、違約金を徴収するものとする。

(2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上とし、契約日に納付すること。ただし、規則第109条の2の規定に該当する場合は、これを免除するものとする。免除を希望する場合は、規則第109条の2各号に該当することを証する書類を提出すること。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 違約金の有無 有

(5) 前払金の有無 無

(6) 最低制限価格の有無 無

(7) 入札結果(入札者名、入札額、落札者名等の情報)は、原則として、県ホームページにおいて公表する。

(8) その他

落札者が契約締結までの間に、2に掲げた参加資格のうち一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。その他詳細は、入札説明書による。